

「第三期子ども・子育て支援事業計画」と  
「第一期こども計画（仮称）」について

# 1. 現行制度の背景

## 【制度検討の背景】

1990年代…合計特殊出生率が1.46(史上最低)を記録

少子化に対する危機感を募らせる。

**少子化による課題:**子ども同士のふれあいの減少  
社会保障負担の増大  
労働力の減少…など

**少子化の原因:**経済的な不安  
女性就業率の向上等に伴う未婚化・晩婚化  
子育てに対する不安

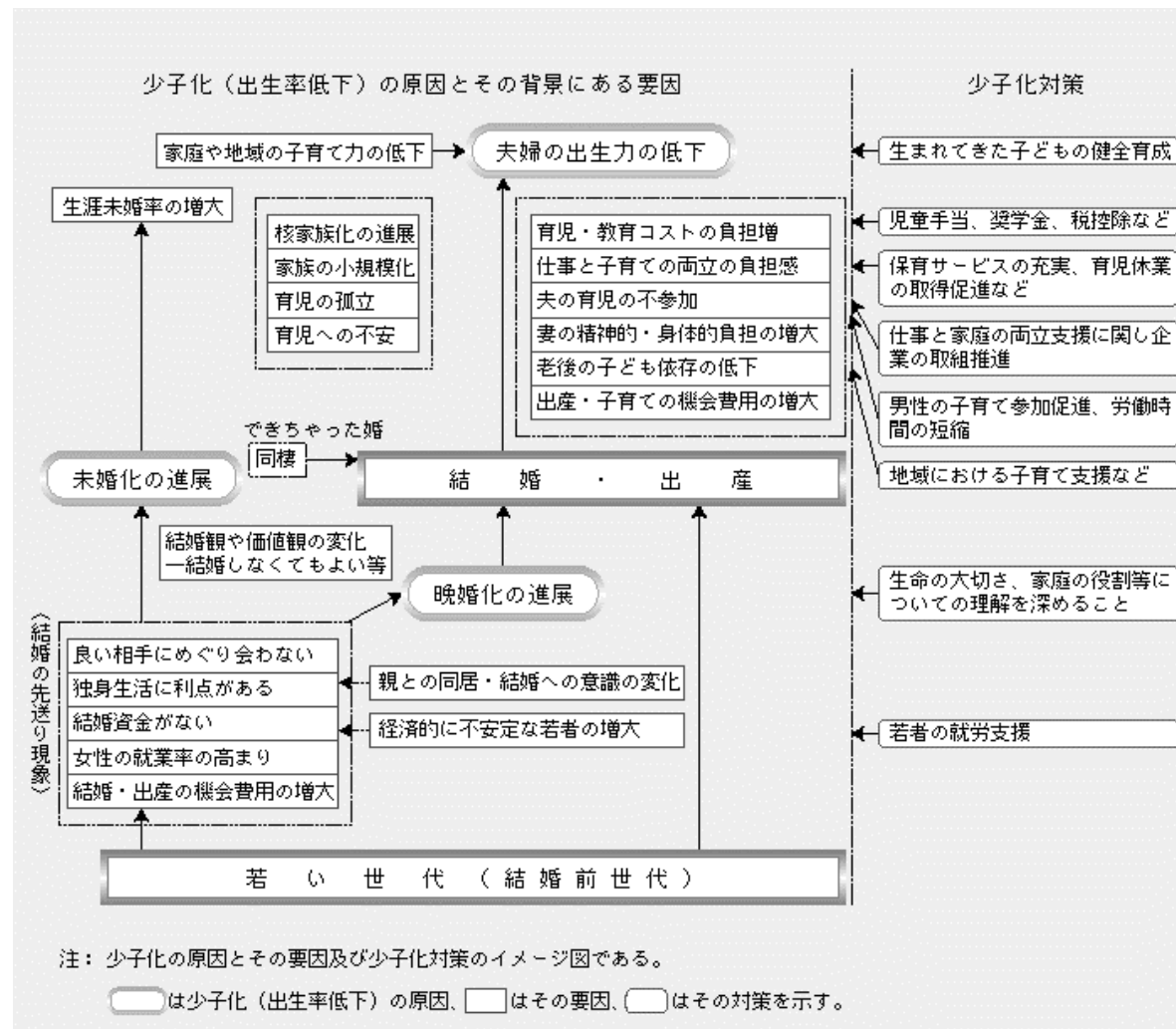
国…1990年代以降、特に少子化を意識し、少子化の原因へのアプローチとして、様々な策を講じていくことに。

## 【子育てを巡る課題】

・少子化だけでなく…

核家族化の進展、女性就業率の向上、都市部への人口集中などによる子育て家庭の孤立、特に都市部における保育所待機児童問題なども顕在化

## 国が考える少子化の背景



注: 少子化の原因とその要因及び少子化対策のイメージ図である。

○は少子化(出生率低下)の原因、□はその要因、□はその対策を示す。

## 2. 現行の子ども・子育て支援制度は？

開始時期	・「子ども・子育て支援新制度」として <u>平成27年に開始</u>
目的	・地域における子育て環境の整備や支援の充実を図ることで、子を持つことや子育てへの不安感を軽減すること
法的根拠	・「 <u>子ども・子育て関連3法*</u> 」（国会で平成24年に可決）に基づいて、政府が中心となり実施
計画との関係	・「 <u>子ども・子育て支援事業計画</u> 」は、 <u>子ども・子育て新制度を各自治体で実施するための計画</u> ・新制度と同じく、 <u>平成27年4月に、第一期計画がスタート</u>

### 【※子ども・子育て関連3法】

#### ①子ども・子育て支援法

⇒幼稚園と保育所（保育園）で、それぞれ別になっている公費負担の仕組みが「施設型給付」として一本化するとともに、小規模保育などを対象とした「地域型保育給付」を創設することで、地域の子ども・子育て支援の充実を図るもの。

#### ②認定こども園法の一部を改正する法律

⇒幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所（保育園）で、それぞれ別になっている認可・指導監督が一本化するもの。

#### ③認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

⇒①②の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律が改正するもの。

# 3. 制度改革の流れ

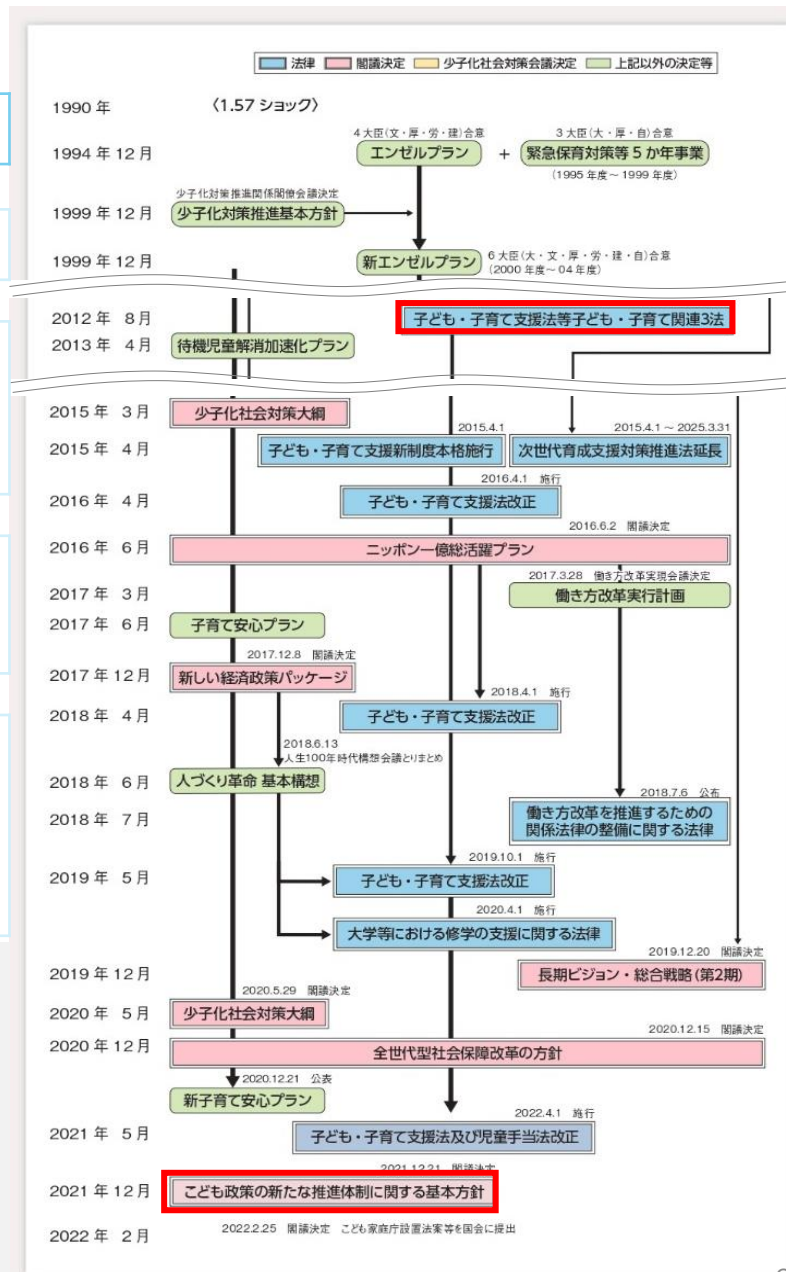
平成23年	●子ども・子育て関連3法成立
平成27年	●子ども・子育て新制度開始。第一期子ども・子育て支援事業計画スタート
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼児教育・保育の無償化(幼保無償化)を実施</li> <li>●子ども・子育て支援法が改正</li> <li>●基本指針※1が改正・第二期子ども・子育て支援事業計画策定</li> </ul>
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定</li> <li>⇒「こどもまんなか社会※2」をの実現を目指すことが趣旨</li> </ul>
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども基本法施行、こども家庭庁創設</li> <li>⇒「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策※3は、こども家庭庁に移管された。</li> </ul>

※1:子ども・子育て支援に関する施策を進めるための基本的な考え方を示したもので、自治体はこの指針をもとに計画を策定。

※2:常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

※3:新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策(地域子ども・子育て支援事業などを含む)のこと(こども基本法第2条)。

制度改革の流れ(長期)



## 4. 「子ども・子育て支援事業計画」とは

<b>計画の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 質の高い幼児期の教育・保育※1の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ること。</li></ul> <p>⇒ 「子ども・子育て支援制度」を推進していくため、質の高い教育・保育の提供体制をどのように整え、どのような子育て支援を進めていくかを定めるための計画。</p>
<b>計画の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国の基本指針に即して、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、以下3点を定める。<ol style="list-style-type: none"><li>1. どの程度のニーズがあるのか</li><li>2. そのニーズをどの程度満たすのか (= 確保の内容)</li><li>3. ニーズを満たすための施策をいつ実施するのか</li></ol></li></ul> <p>⇒ 簡単にいうと… 地域で子育て支援の「量の見込み (= ニーズ)」がどれだけあって、「確保方策 (= ニーズをいつ・何をすることで満たすのか)」を定めるもの。</p>
<b>根拠法令</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子ども・子育て支援法第61条第1項</li></ul> <p><b>【子ども・子育て支援法】</b> 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。</p>
<b>計画期間</b>	5年間

法定計画であり、  
5年に一度全国一斉に見直し。

※1: ここでいう「教育・保育」とは、

教育… 幼稚園など、小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育

保育… 保育所など、児童福祉法（第6条の3第7項）に位置づけられる乳幼児を対象とした保育

## 5. 「市町村こども計画」とは？

<b>計画の目的</b>	<p>●心身の状況や環境に関わらず、将来にわたって幸福な生活を送れる社会を実現できるように、また、こどもが一人の個人として尊重され権利が擁護されるように、こども分野に関する様々な施策・事業に統一的に横串を刺す。</p> <p>⇒<u>こども分野の「総合計画」</u>に該当。縦割りの弊害をなくし、全庁的にこども施策を推進する基礎。</p>
<b>計画の内容</b>	<p>●市町村が実施する「<u>こども施策</u>」に関すること。(大まかには、以下の4点)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 出生からおとなまでの成長に対する支援</li><li>② 就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援</li><li>③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備</li><li>④ ①～③と一体的に進める必要のある施策</li></ul>
<b>根拠法令</b>	<p>●こども基本法第10条第2項</p> <p>(都道府県こども計画等) 第十条 (中略) 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。</p>
<b>計画期間</b>	<p>おおむね5年間(法律に規定はない)</p>

## 6. 「市町村こども計画」と「第三期子ども・子育て支援事業計画」の関係は？

こども家庭庁（令和5年4月1日付通知）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/d9a1cda0/20230401policies-kodomokihon-08.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/d9a1cda0/20230401policies-kodomokihon-08.pdf)

2計画は、一体的に作成することが可能であり、一体的に作成することで、住民にとって分かりやすく、また事務負担を軽減できるとされている（令和5年4月1日付こども家庭庁通知）。

**【ポイント1】こども施策には、第三期子ども・子育て支援事業計画に関する施策も含まれるとされる。**

### 【こども施策】

- ① 出生からおとなまでの成長に対する支援
- ② 就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- ④ ①～③と一体的に進める必要のある施策

この中に、「第三期子ども」の施策も含まれる（こども家庭庁通知）

**【ポイント2】こども計画は、以下の計画と一体策定できる。**

- ①子ども・若者計画
- ②子どもの貧困対策計画
- ③次世代育成支援市町村行動計画
- ④子ども・子育て支援事業計画
- ⑤その他、こども施策に関する事項を定める計画（放課後児童クラブ整備計画や母子保健計画など）

## 7. 隣接分野の計画との関連性

泉大津市では、「第二期子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの貧困対策計画」を一体的に策定しており、「子どもの貧困対策計画」についても、引き続き、盛り込んでいく必要があります。

名称	概要	義務の種類	(子ども・子育て支援事業計画と比較した)特徴	子ども・子育て支援事業計画との一体策定
次世代育成支援市町村行動計画	自治体としての基本理念・基本指針を示したうえで、行動計画であり、地域住民や企業など一体となって今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定める計画。	なし	子ども・子育て支援事業計画が「 <a href="#">今必要とされているニーズの確保</a> 」を目的としているのに対し、本計画では「 <a href="#">今後取り組むべき支援施策の方向性や目標の設定</a> 」を目的としている。	可能
市町村こども計画	こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を一元的に定める計画。	努力義務	既存の子ども分野計画(子ども・子育て、子ども・若者、貧困対策)の内容に加え、 <a href="#">少子化対策</a> についても方針や重要事項等を策定している。また、調査として「 <a href="#">こどもの意見聴取</a> 」も求められているため、アンケートが複雑なものになりやすい。	可能 (こども計画に内包される形で一体策定できる)
子ども・若者計画	青少年を取り巻く環境と課題を把握し、今日の実況に対応した青少年の健全育成を進めていくために、今後5年間の目標・方向性と施策を体系的に見える化、一覧化した計画。	努力義務	子ども・子育て支援事業計画の対象者が「 <a href="#">子どもや子育て中の親</a> 」であるのに対し、本計画の対象者は「 <a href="#">0歳からおおむね30歳未満の者</a> 」であり、場合によっては40歳未満の者まで対象者となる。	可能
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策を総合的に推進するため、基本方針から貧困目標、指標改善に向けた重点施策などを定めた計画。	努力義務	次世代育成支援市町村行動計画や子ども・子育て支援事業計画と一体で策定される場合もある。	可能